

扶養状況届 (子の出生のとき)

被保険者等の 記号・番号	—	被保険者 氏名	認定対象者 (子)の氏名
-----------------	---	------------	-----------------

- 本書は、原本を被扶養者異動届に添付して提出してください。
- 太枠内の該当する部分に、チェック(✓または○)および必要事項をご記入ください。

1. 扶養申請理由

被扶養者として認定されるには、調査対象者の年間収入額が認定基準を満たしていることは勿論のことですが、被保険者により生計を維持されている(主に被保険者の収入により生活している)、また、今後もその状況が継続することが認定の要件として必要となります。

(1) 今回、扶養申請を行う理由について記入してください。

- 配偶者は私(被保険者)の被扶養者であり扶養能力がないため、私の収入で生まれた子を扶養する
- 今後1年間の収入は、私(被保険者)の方が多くなる見込みのため、主に私の収入で生まれた子を扶養する
- 私(被保険者)と配偶者の今後1年間の収入は同程度の見込みであるが、主に私の収入で生まれた子を扶養する
- 今後1年間の収入は配偶者の方が多い見込みであるが、その差額は、配偶者の収入見込額の1割以内であることから、主に私(被保険者)の収入で生まれた子を扶養する

2. 被保険者と認定対象者の世帯状況について

(1) 同居・別居区分について記入してください。 ※被保険者の会社都合による単身赴任は、同居として取り扱います。

- 被保険者と同居している
- 被保険者と別居している
- 里帰り出産に伴う一時的な別居
- その他(理由:)

(2) (1)で「被保険者と別居している」ときの理由が、「その他」の場合は仕送り状況等について記入してください。

1か月当たりの仕送り額	円	年間仕送り総額	円
-------------	---	---------	---

3. 被保険者の配偶者について

(1) 「被保険者の配偶者」が、現在加入している医療保険について記入してください。
「中国電力健康保険組合の被扶養者」のときは、項番「3」の(2)および(3)、項番「4」については、記入不要です。

- 中国電力健康保険組合の被扶養者
- 中国電力健康保険組合の被保険者
- 全国健康保険協会(協会けんぽ)
- 国民健康保険
- 共済組合(名称:)
- 他の健康保険組合(名称:)
- 国民健康保険組合(名称:)
- その他(名称:)

(2) 「被保険者の配偶者」の休業等の予定について記入してください。

① 産前産後休業期間(女性のみ)	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	日間
② 育児休業期間(予定)	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	日間
③ 退職(予定)	令和 年 月 日	

(3) 「被保険者の配偶者」の収入状況について記入してください。

	異動日前年(1~12月)の収入実績	異動日以降1年間の収入見込
① 給与(パート・アルバイト含む)・賞与・諸手当	円	円
② 非課税交通費	円	円
③ 事業収入(直接的必要経費等を控除した金額)	円	円
④ 出産手当金(産休が無給のときに医療保険等から支給)	円	円
⑤ 育児休業給付金	円	円
⑥ その他()	円	円
合計金額	円	円

4. 被保険者について

(1) 「被保険者」の休業等の予定について記入してください。

① 産前産後休業期間(女性のみ)	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	日間
② 育児休業期間(予定)	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	日間

(2) 「被保険者」の収入状況について記入してください。

	異動日前年(1~12月)の収入実績	異動日以降1年間の収入見込
① 給与(パート・アルバイト含む)・賞与・諸手当	円	円
② 非課税交通費	円	円
③ 事業収入(直接的必要経費等を控除した金額)	円	円
④ 出産手当金(産休が無給のときに医療保険等から支給)	円	円
⑤ 育児休業給付金	円	円
⑥ その他()	円	円
合計金額	円	円

5. 特記事項 (項番「1」~「4」までの内容で補足・特記すべきことがあれば記入してください。)

6. 誓約

今回、本書に記載した届出内容は、事実と相違ありません。
なお、今回の届出内容が、事実と相違した場合には、中国電力健康保険組合の被扶養者認定事務取扱要則に基づき、適用の日(認定された日)に遡って認定の取消しを行うとともに、保険給付費等の返還について中国電力健康保険組合の意向に従います。
また、今後、配偶者の収入増加や扶養実態の変化等により、被扶養者の認定基準を満たさなくなった場合は、速やかに被扶養者資格の喪失手続きを行います。

令和 年 月 日 (注)被保険者が署名できないときは押印が必要です。

被保険者(署名)

【個人情報に関して】

- 中国電力健康保険組合 個人情報保護ポリシー(基本方針)に則り、取り組みを推進しています。
- 次に示すいずれかに該当した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、当該利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱うことがあります。

- 法令に基づく場合
- 人の生命、身分または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき

事業主	事実と相違ないことを証明します。	
	各長	担当

健保受付印

マイナンバーカードで受診するための留意点

POINT
01

マイナンバーカードで受診するためには、事前に資格記録の登録が必要です。

2023年4月以降、医療機関や薬局など（以下、「医療機関」という。）では、「オンライン資格確認」の導入が義務化されており、マイナンバーカードで診療を受ける患者については、診察前に医療保険の資格記録を確認します。

【資格記録の確認ができると保険診療（原則3割負担での診療）を受けることができます。】



受診



資格確認



※オンライン資格
確認等システム

※オンライン資格確認等システムとは、国民の資格記録を収録するためのシステムのことをいいます。

医療機関が患者の資格記録を確認するためには、事業所から届書※を受けた健保組合が、医療保険の資格記録をオンライン資格確認等システムへ登録する必要があります。

※届書とは、入社時や扶養家族を追加するときに届出する資格取得届、被扶養者届のことをいいます。（以下同様）



届出



登録



オンライン資格
確認等システム

【重要】：マイナンバーカードで受診するためには、**事業所の届出**と**健保組合の登録**が必要です。

【登録が完了するまではマイナンバーカードでの受診はできませんので、ご注意ください。】

ご自身の記録の登録状況を確認する方法は、裏面のPOINT4を参照ください。

POINT
02

事業所の届出と健保組合の登録は、法令で期限が定められています。

事業所からの届書は、加入者が資格取得するとき（事業所に入社するときは事業所が届書を作成、扶養家族を追加するときは被保険者が届書を作成）に必要となり、法令により、事実があった日（例えば入社日）から5日以内に健保組合に届出することが求められています。

なお、事業所から届書を受けた健保組合も、

法令により、届書を受けた日から5日以内にオンライン資格確認等システムに資格記録を登録することが求められています。



事業所は届書を
5日以内に届出



健保組合は資格記録を
5日以内に登録



オンライン資格
確認等システム

【重要】：当健保組合では、原則、事業所から届出があった日から**5日以内**に資格記録を登録しています。

【5日以内に登録ができない例外ケースは、裏面のPOINT3【重要】を参照ください。】



健康保険組合連合会

中国電力健康保険組合

POINT
03

届書には、マイナンバーの記載が必須です。

(ただし、任意継続被保険者は除きます。)

事業所が健保組合に届出する届書には、加入者様のマイナンバー、住民票に記載された氏名・生年月日・性別・住所の情報が、**正確に記載されている必要があります。**(健保組合が資格記録を登録するときにも、上記の情報が必要となります。)

(例) 資格取得届のマイナンバー記載欄

被保険者1	① 被保険者整理番号	② 氏名 (フリガナ) (氏) (名)	③ 生年月日 5.昭和 7.平成 9.令和	④ 種別
	⑤ 取得区分 1.健保・厚年 3.共済出向 4.船保任継	⑥ 個人番号	⑦ 取得(該当)年月日 9.令和	⑧ 被扶養者 0.無 1.有
	⑨ 報酬月額 ㉞(通貨) 円 ㉟(現物) 円	㉚(合計㉞+㉟)	⑩ 備考	
	⑪ 住民票住所			

【重要】：届書の情報が正確でない場合は、調査に時間を要することから、登録が遅延することがあります。
正確な情報を速やかに事業所に提供いただきますようお願いいたします。



マイナンバーの正確性の確認について

届書にマイナンバーを記載したあとは、法律(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)で、正しく記載されているか確認することが求められています。

被扶養者のマイナンバーは .. **被保険者** が確認してください。

被保険者のマイナンバーは .. **事業主** が確認してください。

届出するときは、マイナンバーに記載誤りがないか、ご確認いただきますようお願い致します。

POINT
04

加入者様ご自身の資格記録の登録状況は、マイナポータルで確認できます。

マイナンバーカードで受診できないことを防ぐために、**事前にマイナポータル※にアクセスして**、医療保険の資格情報画面に最新の情報が登録されていることを確認してください。

医療保険の資格情報画面が確認できれば、マイナンバーカードで受診する準備は完了です。



※マイナポータルとは、政府が運営するオンラインサービスのことをいいます。上記QRコードまたはweb、アプリからログインすることができます。